

## 建築設備

昇降機

法第 87 条の 2、令第 146 条、規則第 2 条の 2、第 3 条の 3

### 昇降機等の確認申請図書について

平成 30 年春期部会

確認申請書、完了検査申請書の一面の代理人等の記入については、次のとおりとする。

【代理人】行政書士法の規定に基づき行政書士及び弁護士、若しくは建築士法の規定に基づき建築士事務所登録を受けた建築士のいずれかでなければならない。

【設計者】申請に伴う設計者については特に定めはない。

【工事施工者】一般的に建設業の許可を取得したもの。

【工事監理者】申請に伴う監理者については特に定めはない。

< 参 考 >

昇降機技術基準の解説2016年版